

松戸市教育委員会会議録

平成28年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成28年10月定例

開 会	平成28年10月6日(木) 15時00分	閉 会	平成28年10月6日(木) 16時36分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 市場 卓	○
	委 員 松田 素行	○	委 員 武田 司	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 28 年 10 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21		
2	学校教育部 部長	鈴木 孝則	22		
3	学校教育部 審議監	池上 誠一	23		
4	学校教育部 参事監	胡内 敦司	24		
5	教育企画課 課長	宮間 秀二	25		
6	” 課長補佐	大西 真	26		
7	” 主査	藤中 孝一	27		
8	” 主査	橋本 欣之	28		
9	” 主事	伊藤 翔	29		
10	教育財務課 課長	星野 敦子	30		
11	” 課長補佐	田中 佳子	31		
12	生涯学習推進課 課長	林 総太朗	32		
13	” 主事	黒井 菜々恵	33		
14	学務課 課長	織原 一浩	34		
15	” 課長補佐	池田 浩二	35		
16	保健体育課 課長	浅井 康正	36		
17	” 学校給食担当室長	鈴木 章雄	37		
18	” 主査栄養士	大谷 葉子	38		
19			39		
20			40		

平成28年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成28年10月6日（木） 午後3時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第24号

平成28年度末及び平成29年度松戸市立
高等学校職員人事異動方針並びに平成28
年度末及び平成29年度松戸市立高等学校
職員人事異動実施方策の策定について

(学務課)

4 その他

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、お二人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから平成28年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

山田委員 はい。

教育長 それでは、よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案1件となっております。

ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎議案第24号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第24号「平成28年度末及び平成29年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成28年度末及び平成29年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の策定について」

を議題といたします。

ご説明ください。

お願いいたします。

学務課長 学務課長の織原です。よろしくお願いいたします。

議案第24号「平成28年度末及び平成29年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成28年度末及び平成29年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方策の策定について」ご説明いたします。

本件については、本来、千葉県教育委員会制定の平成28年度末及び平成29年度公立学校職員人事異動方針、平成28年度末及び平成29年度公立学校職員人事異動実施細目を受けて、本市の人事異動方針等を制定すべきものです。しかしながら、今年度についても、過日、県の人事異動方針は示されたものの、実施細目が示されておられません。例年の状況では、10月中旬に示されており、11月が締め切りとなる高等学校職員の異動に当たり、個人調査票の提出までの日程に余裕がございません。こうした事情により、例年と同様に今年度も千葉県教育委員会が制定した平成27年度末及び平成28年度公立学校職員人事異動方針及び平成27年度末及び平成28年度公立学校高等学校職員人事異動実施細目をもとに策定した本市の人事異動方針、実施方策を10月の教育委員会定例会議に提案させていただきました。

なお、過日公表された県教委の平成28年度末及び平成29年度公立学校職員人事異動方針については、学校教育法の一部改正に伴う学校種、義務教育学校の追加があるのみであり、おおむね方針そのものに変更はございませんでしたので、申し添えておきたいと思えます。

さて、お手元の資料6ページの参考資料新旧対照表、8ページ、前年度との主な改正点をごらんください。

今回の変更趣旨と追加した箇所についての概要を記載しております。

初めに、人事異動方針では、方針の条文を精査し、よりわかりやすい表現とする趣旨で条文を改めました。

まず、第1、一般方針、3の記載について、「のある職員」を加筆しました。さらに、第2、実施要項に、管理職等への登用について、(1)の記載を「識見」から「見識」に改めました。

次に、人事異動実施方策では、人事異動方針と同様、実施方策の条文を精査し、よりわかりやすい表現とする趣旨で条文を改めました。

まず、第2、職種別の異動方策、2、教諭・養護教諭、(1)の記載について、「10年以

上勤続となる」に続く条文に、「原籍学校種が高等学校となる教諭、及び同年度末に7年以上勤続となる原籍学校種が小学校、中学校となる」を加筆しました。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動方策についての説明といたします。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

教育長職務代理者 議案第24号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。いかかでしょうか。

市場委員。

市場委員 僕もこれで多分3回になるんですけども、いまだにこの仕組みが余りよくわかっていないところがあるので教えてほしいんですけども、小・中学校の先生というのは、県の採用試験を受けて、県が採用するものなんですね。高校についても同じとっていいんですか。

学務課長 まず、県費負担職員という、小・中義務のほうですね。県費負担職員って、県の試験を受けて教員になっております。県立高校、県立学校ですね、高等学校の先生も同じく県費負担で受けてはきているんですけども、この市立学校については、受けて合格した県立学校の職員が市立学校の職員となっております。

市場委員 県の試験を受けて合格した人が、市立高校の職員として採用される。

学務課長 採用というか、それで、割愛して任用となっております。

市場委員 県の試験に受かった人の集団がいて、その中から、松戸市教育委員会としてこういう人が欲しいという要望を出して、そういう人をなるべく来ていただくという、そんなようなイメージでいいんですか。

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 大丈夫ですか。

市場委員 はい、何となくは。

武田委員 7ページの誤字については、多分もう皆さんお気づきですが、勤続がメタルの金属になっちゃっている。

質問は、4ページの異動施策のほうなんですけれども、2番、「職員としての適格性に乏しく勤務実績のあがらない者については、勤続年数・配当定数にとらわれずに配置換え又は退職」というところの、これは、加筆ではなくてもともとあったんだと思うんですけども、「勤続年数・配当定数にとらわれず」ってわざわざ書いているということは、何か過去に捉われてままたらならないような事例があったとを感じるんですけども。

学務課長補佐 学務課長補佐でございます。よろしくお願いします。

今ご質問の件につきましては、県の人事異動方針に準じた形で松戸市の人事異動方針を策定して人事を行っているわけですが、県の人事異動方針では、勤続10年を悉皆として異動させることが原則となっています。その他、教科の人数の兼ね合いなどを考慮の上で異動するという形になってはいますが、その年限に達していなくても、ここに記載されているような状況のある職員については異動をさせるというような意味合いでの記載になっております。

教育長職務代理者 武田委員、大丈夫ですか。

それから、あと、勤続の字はいいですね。7ページの第2の2の(1)の1行目の最後の「金属」の、それは誤字ですね。

学務課長 はい、誤字でございます、すみません、失礼いたしました。

武田委員 今のご説明だと、具体的には、年数というのは、勤務実績が上がらない者って、どのぐらいのことを指しているとかというのは、特にないんですか。加筆してここまで書かれていて、そんなことって起きているのかしらと想像させますが、特にそういうわけではなくてということですか。

学務課長 学務課長です。

今、指導力不足教員とか、そういうところだと思うんですけども、そこについては今、これまでも市立松戸のほうではありませんので。

武田委員 本市ではないというふうに。本市の中ではないという。

学務課長 はい。

武田委員 はい、ありがとうございます。

教育長職務代理者 市場委員、先ほどのご質問の、異動は誰がするのかというのを聞きたいんじゃないかと思うんですけども。

市場委員 というか、県で採用された人に対して、市のほうでこういう人事異動方針を決めて、どのぐらい市に実際的な権限というのがあるのかなというのも、少し疑問に思いながら見ているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

学務課長補佐 学務課長補佐でございます。

県で採用した職員であり、松戸市で独自採用はしておりませんので、県のほうで採用された職員を、割愛人事という形で県立高校から市立高校に異動を、県立高校同士の異動と同じ流れの中で、配属してもらおうというような形で行っております。

教育長職務代理者 その異動の方針をここで立てて、これは、松戸に1つしかない市立高校の異動方針を立てたら、それは、県立高校の異動とともに、つまり、それと大体方針は合っているわけだから、そこと合わせて異動を、松戸市がするんですか、それとも、県がするんですか。

学務課長補佐 千葉県教委がやることになります。

教育長職務代理者 県教委がやることなのですね。

学務課長補佐 はい。独自に松戸市で採用試験をやって採用している職員ということであれば、極端なことを申し上げれば、県の人事異動方針と違う人事方針で松戸市が行ってもいいんだと思いますが、県のほうで、先ほど申し上げたとおり、採用した職員を割愛人事という形で松戸市に配属していただいていますので、県が行っている人事異動方針に余り逸脱した人事異動方針を松戸市でつくってしまうと、その割愛人事に支障が出てくることもございますので、先ほども申し上げましたが、県の人事異動方針に基づいて、そこに大きな差が生じないような形で、県の方針に基づいて松戸市の人事異動方針を策定して、それに基づいて、市立高校の職員の人事異動を行うというようなことで、行わせていただいております。

教育長職務代理者 県で採用して、市に配置しているわけですね、市立高校に配置して。じゃ、義務という県費というのとは、位置づけは違うんですね。

学務課長補佐 職員の給与をどこでということだと思いますと、県費負担職員については県が支払っているという形になります。

市場委員 高校も。

学務課長補佐 高校については、割愛で市立高校に異動していただく段階で、手続上ですけれども、県立高校の職員を一旦退職をして、市立高校で新たに採用をします。また、市立高校から県に戻るときには、松戸市教諭を一旦退職をして、県立高校で新たにまた採用するというような形で、手続上の問題ではございますが、そういう形をとっております。

市場委員 今の説明だと、市立高校の間は、松戸市がお給料を払うということ。

学務課長補佐 はい。その通りでございます。

教育長職務代理者 その周辺の解説を、まず、松田先生にさせていただいていいですか。

松田委員 いいですよ。

教育長職務代理者 じゃ、松田委員、お願いします。

松田委員 非常にわかりにくいので、少し説明をさせていただくと、公立の義務教育学校は、県が中心になって人事を進めていくわけですがけれども、高等学校は、市が高等学校をつくり

たければ、どうぞつくってくださいという訳です。したがって、人事も全部市立高校ができるのであればやって構わないわけです。けれども、それだけの手間と、それから財力と、そういうものがそれぞれ市のほうにあるかということになってくると、なかなか難しい。人事が停滞してしまって活性化が図られないということもあります。そこで、県で採用した人を一時的に市の高等学校で、割愛人事という形で任用したいと申し出る訳です。県の人事システムに乗っかっていくわけです。

退職金などの問題が出てきてしまうのもそのためです。市立学校で本来退職すれば、市が退職金を払わなければいけないわけです。けれども、そういった財力の面からも、裕福なところと余りそうでないところの差が出てきてしまうので、県のほうに最終的に戻して退職をするというシステムをつくっているわけです。そういう面から、県で採用した人を市が任用していくという形なんですね。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 細かいところを含めて幾つかあるんですけども、もちろん今回の改定部分については何ら異存はないんですが、幾つか質問させて下さい。最初に、2ページの学校間の交流ですが、連携を推進するために、小学校とか中学校、特に小学校が非常に気になるんですけども、小学校との間の異動人事交流を含めて、意欲あふれる適任者の配置に努めるとあるんですけども、実際、高校の先生で小学校から実際に来られるというようなケースがあるのかどうかというのを、ちょっとお尋ねしたいというのが1つあります。

それから、2番目の、次のページの3ページなんですけれども、2ポツの(3)で、「校長又は教頭の職にある者に、希望により降任を認める。」とあるんですけども、なぜこのような規定がわざわざここに設けられているのかというのをちょっと、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、4ページ目のところに、この前書き部分のところなんですけれども、「学校間の不均衡を是正する」と。この学校間というのは、いわゆる他の県立の高校との学校間というふうに理解していいのかと思うんですけども、特にここで不均衡を是正するとあるのは、何かこれはどういう狙いでここにわざわざ記載されているのかなというのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次のページ、5ページでなんですけれども、2ポツの(5)のところ、職員がほかの学校種の職員を兼務することが想定されているようなんですけども、学校運営が

円滑に遂行できるよう、いろんな条件つきなんですけれども、それが認められて適正に行いなさいよということだと思えるんですけれども、こういう兼務するということは、こういったことを想定されているのかなというのがちょっと気になるので、教えていただきたいと思えます。

以上でございます。

教育長職務代理者 4点ですね。お願いいたします。

学務課長 まず1点目ですけれども、義務の小・中学校のほうから市立松戸のほうの異動とかあるかということです。

現在14名、教頭を含めて14名の教諭、教頭のほうが、義務のほうから市立松戸のほうに入っております。小学校については1名です。あとは、中学校の籍の方です。

それから、2点目の……

教育長職務代理者 降任ですか、希望による降任。

学務課長 降任のところですが、県の異動方針に基づいて、こちらも同じような形で記載という形にはなるんですけれども、こういうところでは、実際に市立松戸では行われていないんですけれども、県に基づいて、今記載のほうはある程度準じてつくっておりますということです。

伊藤委員 これは、どうして降任を認めると、わざわざここに書き込んでおられるんですか。

教育長職務代理者 これ、ずっと昔にはなかったのがあったんですよね。私がいる間に入ったような気がしますね。ですので、何年前かは定かではないですが、ですので、何かそういうケースがあったんですかね、そうすべきケースが。そのために、ここにあるのかなと、レアケースのために置いてあるのかなと想像しますが、そこ、補足説明を。

学務課長 細かいところは、ちょっと今、補佐のほうで。

学務課長補佐 学務課長補佐でございます。

実際に、県立高校のほうで、教頭の希望による降任というのは数件、行われていると伺っております。その理由は、当然個人においてあると思いますが、教頭に昇任をしたんですけども、その後の教員生活を教諭としてもう一度送ってみたい、子供たちの授業を中心に行いたいという希望を持つ職員に関しては、それを希望により認めるという制度が、県のほうで数年前からできましたので、それに基づいて、市立高校でも同じ形がとれるようにということで、現在記載をさせていただいております。

伊藤委員 そうすると、こういう規定がないと、教頭になった人というのは、教頭から外れら

れないということですか。

教育長職務代理者 そういうものなんですか。松田委員、お願いします。

松田委員 降任は、これ、分限処分になってまいります。しかし、分限処分は、本人の意思と関係なく行われる……

伊藤委員 希望したら。

松田委員 だから、それを、その形を文章化したということなんだと思います。

伊藤委員 本人が希望して、自分はもう一回実際に教諭をやりたいということであれば、こういう規定がなくても、別に何かおかしくないような気がしますが。

松田委員 なくてももちろん構わないと思いますが、昇任や降任が本人の意思で自在にできたら混乱は大きいと思います。今までにも教頭先生になって、考えていたものと違うと感じ、精神的に病んでしまった。しかし、どうにもならなくて退職しかないとか、そういう道を選ばなければいけない人たちというのが、過去においてもありました。それを、方針の中にきちんと、こういう制度があるんですよというようなことを位置づけたというふうに、私は受け止めています。

学務課長 今の松田委員からありましたとおり、やっぱり分限処分は本人の希望にかかわらずというところがありますので、やっぱりそこは明確にしたほうがいいということで、多分この言葉が入ったと思っております。認識しております。

教育長職務代理者 3点目、学校間ですか。

学務課長 学校間の不均衡を是正するということですがけれども、今市立松戸の人事、それとあと県立を含めて、やっぱりそういう中の高校の活性化、市立松戸高校の活性化も含めて図るために、やっぱりほかの高校とそういう年齢構成とか、例えば人員強化とかも含めた、そういうところを含めての活性化ということを図るために不均衡をなくすということで、この文言が入っております。

それから、最後の学校種の職員を兼務するってありますけれども、これについては、以前、市立松戸の英語の教諭が、市の看護学校の教員を兼ねたことがあるということで、実際そういうこともあります。

以上です。

伊藤委員 だから、そういう兼務というのは、原則的に、いろんな状況を判断して、もし支障がなければ認めるという前提ですか。そういう方針だということですか。

学務課長 ここに書いてあるように、学校の運営に円滑に遂行できるようにということ、そ

ちらを判断して検討を行って。

伊藤委員 その場合は、認められるということですか。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 これは、いわゆる兼職ではないわけですよね。市の職員という身分としては、1つなんでしょうね、これね。1つで、要は、任地というか、場所、勤務地が2カ所なり複数なりあるということを行っているわけですね。

学務課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 4点、大体、伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 中身というよりは、現状についてちょっとお伺いしたいなと思うんですが、3ページの2の(2)女性職員の管理職への登用というところと、4ページの異動施策のところの3番ですね、障害のある職員についてというところなんですけれども、県内の平均とか、あるいは市立高校での現状とか、数値目標として何割ぐらいを目指しているみたいなものがもし出ているのであれば、教えていただきたいなと思います。

学務課長 まず、市立松戸の女性職員の管理職登用ということで、今、教頭ですね。教頭1名管理職という形で、これは、義務のほうから行った教頭ですけれども、中学校のほうから行った者が教頭として、管理職として今、実際に勤務しております。

県の動向につきましては、すみません、今、ちょっと手元の資料なくて申しわけありません。ただ、この義務のほうでいうと、大体2割の、本市なんかはあります。

武田委員 それが目標ですか。

学務課長 一応、現状としてですね。

教育長職務代理者 それは、2割いらっしゃるのが、義務のほうでは今いらっしゃると。

学務課長 はい、そういった現状であります。

教育長職務代理者 市立高校では、今お一方、管理職についていらっしゃる。

学務課長 そうですね、はい。

県立学校のほうについては、ちょっと今、手元に資料がないのでわかりません。

教育長職務代理者 あと、障害のある方のも質問ですか。

武田委員 はい、同じです。

学務課長 こちらについては、今のところ、市立松戸のほうでは、教員の採用は、採用という

か、今勤務はしておりません。ないです。やっぱりこういうところについては、誰でも実力がある者というか、力のある者については受け入れるということで、いたさせていただきます、今後についてはですね。

教育長職務代理者 武田委員、どうぞ。

武田委員 別段、人数目標とか、そういったものはないというふうに思っていますか。指導みたいなものとか。

学務課長 目標については、具体的な数値というのは今示されておきませんが、努力ということで、少しでも多くの女性管理職、例えば、そういう含めた、障害者については、やっぱり実力のある者、関係なくある者、関係なくやっぱり受け入れていくというところになっておきます。

教育長職務代理者 その目標を持つべきだというご意見ですね。

武田委員 いえ、そうじゃないです。

教育長職務代理者 そうじゃないんですか。

武田委員 あるのかなというふうに。あるいは、立てている県とかがあったりするのかなと現状を知りたいと思いました。

教育長職務代理者 企画課長、補足をお願いいたします。

教育企画課長 障害者の雇用ということに関しましては、ちょっと私、専門ではないんですけども、知っている範囲で申し上げますと、法定雇用率という制度がございます。障害者雇用促進法という法律だと思っておりますけれども、その法律に基づいて、一定の数の障害者の雇用は義務づけられております。民間企業ですと2%、それから、私どものような地方公共団体の公務職場では2.3%、先生方は、都道府県教諭はたしかその中間ぐらいな法定雇用率が定められておるかと思っております。その辺の指導監督は、ハローワークが行っております。ですので、法定雇用率制度というのがありますので、やはり自治体、公務職場は率先してそれはクリアするべきだろうというふうに考えております。ということで、法律上、法定雇用率制度というのがあるって、障害者の雇用は義務づけられております。

民間企業2%と申しましたけれども、これは、たしか一定の従業員の規模以上の民間企業のはずです。50人以上だったか、ちょっと忘れちゃいましたけれども、すみません。

市場委員 今の話で、ちょっといいですか。

教育長職務代理者 市場委員。

市場委員 去年、僕もその障害者のことでちょっと聞いたような気がしますけれども、市役所

として、2.3%と言いましたか、今。その2.3%というのは、市役所としては、クリアすべき目標値としてはあるという話なんですよ。

市立学校の職員は、市役所の職員だから、市役所全体として2.3%がクリアされているかどうか問題だというような解釈でいいんですか。

教育長職務代理者 企画課長、お願いします。

教育企画課長 ちょっと正確ではないかもしれませんが、多分、そういうことを市長部局、教育委員会、通して2.3%という法定雇用率があるかと思います。市立高校だけで法定雇用率が何%以上の障害者を雇用しなきゃならないと、そういうふうにはなっていないと思います。

市場委員 そもそも県の採用なんだという話だったんですけれども、県の教諭として採用する人の中で2.3%とか、そういう話とは全然また関係ないというような理解でいいんですか。

教育長職務代理者 県か市かというのは、市ですね、恐らく高校はね。これ、ちょっと確認してということでもいいですね。余り、憶測で積み重ねちゃうと。

教育企画課長 法定雇用率制度があるということで、一定の事業所には法定雇用率を達成するべく障害者を雇用する義務はありますということで、すみません、この場ではご勘弁ください。

教育長職務代理者 学校だけ単体ではないというのは、確かだろうということですね。

ちょっとそこは確認して、ただ、罰則がたしかあるわけではないんですかね。義務があって、目標があって、それに向けて努力しなくちゃならないということなんですかね。そこも含めてちょっと確認していただいて、こう決めたからには、あるいは法律があるからには、やっぱりどう取り組んでいるかというのは、評価に耐え得るものにしなければならないということはあるとは思いますが。

松田委員、お願いします。

松田委員 それでは、私のほうから4点ほど、質問なり、状況をお伺いしたいと思います。

まず1点目です。2ページ、第1の一般方針の1番目に、「心身ともに優れた人材」とありますが、これはどういう意味なのかということをお伺いしたいと思います。心がすぐれたというのはどういう状況を指すのかと疑問に思いました。今課長のほうからお話がありましたけれども、例えば、障害者雇用に関する法的環境の変化というふうなことも昨今ではあるわけなんです、身も心も優れたという表現は差別というようなものに通じていかないかなと心配になります。これが1点目です。

それから、2点目ですけれども、第2の1の(1)です。先ほど学務課長の話の中で、学校種が新しくなったので、それに対応するというお話がありましたが、それならば(1)に義務教育学校というのがないのはどうしてなのかということをお伺いしたいと思います。これが2点目です。

それから、3点目ですけれども、3ページの2の(3)です。「校長または教頭の職にある者に、希望による降任を認める」というふうにありますけれども、ここに副校長というのがないわけです。この副校長は認めないのか、それとも、副校長そのものを置く予定というようなものが全くないのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。これが3点目です。

それから、4点目ですけれども、4ページになるんですが、人事によって「特色ある学校づくりを推進し」とあります。私にもどの学校にも特色ある学校づくりというのをとにかく推進していただきたいという願いがあるわけですが、しかし、現実には、人、物、金、教育課程、いろんな学校づくりの要点があると思うんですが、特色ある学校づくりにあたって学校長の権限なり市の権限というものがどの程度付与されているのか、特に人事に関して教えていただければと思います。

つまり、学校に私たちも、特色ある学校づくりということをお願いしているわけなんですけれども、人も県教委が決める、金も教育委員会が配分する、そういった状況の中で、特色ある学校づくりというものを校長が考えを持ったときに、どの程度それに応え得るのかというようなことを、少し考えをお聞かせいただけたらと思います。

学務課長 学務課長です。

まず、1点目の開かれた学校、異校種のところですね、義務教育学校というところですが、これについては、今の……

教育長職務代理者 それ、2点目ですね。

学務課長 すみません。心身ともにすぐれた人材というところですね。

こちらについては、道徳心とか人権に含めた人材ということで、先ほどご指摘あった障害のあるというところと、その辺の差別することになるのではないかとありますけれども、これについては、道徳心、人権とか、そういうふうなものにすぐれたというところで解釈しているところです。

あと、2点目の開かれた学校の義務教育学校については、松戸市内での義務籍の異動ということで考えておりますので、こちらについては、義務教育学校、松戸市内ではないので、

こちらの記入はないということで、こちらについては入れてありません。

それから、副校長についてですね。こちらについては、今後副校長を含めて検討をするところはありますけれども、現在については、校長、教頭というところで考えておりますので、教頭の職にあるということで、今限らせていただいております。今後については、そこも含めた副校長の登用というのも考えていかなくちやいけないかなということは、今後の将来設計ではあります。

それから、特色ある学校づくりについてですけれども、これについて、人事について、校長の権限ってありますけれども、例えば、校長の学校経営について、今、市立を魅力ある学校ということで、もちろん国際人文科、英語のほうですね、そちらのほうを力入れたりということになると、やっぱり英語の教員を、少しでも力のある教員を採用、または、この人数の枠ですね、少しでも教育課程を、そこを深めようとするれば、英語の教員のほうの枠を少しでも多くとるとか、あと、部活動についてですね、特色ある部活動と考えたときに、例えば、体育の教員とか、そういうところを含めて特色づくりということで、それを校長のほうの内申という形で県のほうと、また市教委等含めて相談しながら進めているところです。

教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

ご説明は以上ですが、松田委員、ちょっと整理してもう一度お願いします。

松田委員 まず、1番目の質問ですけれども、心身ともにすぐれたというのは、今ご説明あったところの2つの価値項目が挙げられましたけれども、これは、県のほうで使っているのかどうかということも含めてなんですけれども、教員特性にすぐれたということではだめなのかどうなのか、考えていかなければいけないのではないかと思います。心身ともにすぐれたというのは、今のご時世になじまないような気もするんですけれども、もう一度お考えをお聞かせいただけたらと思います。

それから、2番目に、義務教育学校が松戸市にないからという話だったんですが、ここには、連携を推進するためということになっていまして、高等学校から、市立高校から、例えば義務教育学校に行きたいという希望も出されるかと思っておりますけれども、そういうのは全く考えないということになってきましようか。

それから、3点目に、副校長の問題ですけれども、この方針そのものが29年度の方針になるわけです。ということは、現在は副校長がいなかったことになるかもしれませんが、例えば、県の方針の中で、副校長を市立松戸に配置したいという希望があった場合に、29年度はそれを拒否すると考えてよろしいのかどうなのかということになりますけれども、

その辺、もう一度お聞かせいただければありがたいです。

教育長職務代理者 4点目は。

松田委員 4点目は、結局、校長の内申を教育委員会がよく聞いて人事に当たるというふうな、そういうお考えなんだというふうに受け止めたんですが、それでよろしいかということですね。

教育長職務代理者 改めてお願いいたします。

学務課長 学務課長です。

心身ともにすぐれた人材の確保というところで、道徳心とか人権ということで話しましたがけれども、この文言の中身については、細かい意味というのは県のほうでは示されておられません。ただ、県の中でも、こういう心身ともにすぐれた人材の確保という言葉で示されているので、それを使ったというか、そういう形で県と準じてきたところなんです。今ご指摘あったところで、今の時代を考えたときに、この文言というのはどうかということだと思んですけども、そこについては、今後検討含めて考えていかなくちやいけないかなということでは、させていただきたいと思っております。

それから、2点目の義務教育学校ですね。市立高校のほうから義務のほうに行く場合があるんじゃないかということで、ここの(1)については、市内での異動ということで、市内というのは、義務、小・中学校ですね、との異動ということで考えたところだったので、義務教育学校については入れなかったわけですがけれども、今のご指摘あったところは、今後、今後というか、これからちょっとそこはまた検討したいと思っております。

それから、副校長については、今のところ、来年度については、3点目、これ、市のほうで副校長を置くかどうかというのは決めるところになりますけれども、今のところ、校長、教頭ということで考えているところです。来年度もということなんです。

それから、4点目、特色ある学校づくりということについては、今、松田委員のほうからありましたとおり、校長のほうの内申で市教委のほうでそれを受けてと、または、校長は、市教委だけではなくて、県のほうの人事のほうの面接がありますので、そういうところで校長の具申という形で、今経営方針を伝えながら、やっぱり人事について、来年度どういうふうな形で学校を動かしていくかというところで、その2点で、市と県のほうでということでは、推進しております。行っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ちょっと整理すると、1点目の点については、これは、県が使っているものを受けて、そ

それを、言葉を使っているということですね、まず。その詳細な説明はないけれども、そのように、先ほどのご説明のように理解して、これをそのまま使っていると、この心身ともにすぐれたというところ。

それから、2点目は、これは、一応松戸市のこの教育委員会の異動方針としては、これは、松戸市にない義務教育学校は、今のところそこの異動については積極的にやるということは想定していない文章であるが、今後に向けては、検討の余地があるので考えるということによろしいですか。

3点目は、実際に予定していない副校長については、29年度もないものとしてこれをつくるということで理解しましたが。ちょっと、今後に向けて前向きに検討すると言っていいかどうかだけ、ちょっと確認をしたい。

学務課長補佐 学務課長補佐でございます。

今の前向きに検討するという部分ですけれども、県の人事異動方針と差異が出ないように、松戸市で人事異動方針を立てて、それに基づいて市立高校の人事異動を行っているわけですが、先ほど松田委員からお話あったところも含めまして、副校長を置く、置かないの判断は、まず、松戸市教委のほうでして、それを県の教育委員会のほうに、来年度から、例えば、副校長を置きたいので、副校長の配属を人事異動の中で検討してほしいという要請をする。県のほうでは要請に基づいて配属を判断してくるというものなので、県のほうから一方的に市立松戸高校に来年から副校長を置くぞというふうになるものではございません。

それから、あわせて、今の義務教育学校の部分につきましても、現状で市立高校から直接異校種に異動する職員については、原籍校種に戻るといような方針で、松戸市教委の人事異動を行っておりますので、松戸市内の小・中学校との異動しか生じませんので、義務教育学校との異動は行われたいという前提で、この文書はつくられております。課長が先ほど申しあげましたような形で検討する形をとるといことは、人事異動方針に基づく、異校種学校への異動について、市立松戸高校から直接できるというように県の方針が打ち出された後に成り立つこととなりますので、2つの工程が必要になると思います。

教育長職務代理者 今はちょっと想定できない動きであるので、言葉としても入っていないということで、それがあり得るかどうかも含めて検討するということですね。

学務課長補佐 そうです。

教育長職務代理者 松田委員、どうでしょうか。

松田委員 例えば、具体的に、市川に住んでいる高等学校の先生が、さまざまな事情で市川の

義務教育学校を希望したと。そして、県教委もその線で進めているといった場合に、松戸市はこの規定にないから想定しませんが、こういうふうに切れるのでしょうか。

学務課長補佐 学務課長補佐でございます。

県立高校の人事異動方針では、義務教育学校も含めた記載になっておりまして、当然県立高校の職員が市川だったり、松戸だったり、我孫子だったりというところの、例えば、特別支援学校に異動を希望した場合には、人事異動は方針どおり成り立ちますが、現状の松戸の人事異動方針では、想定しているのが、松戸市内の小・中学校との人事交流という範囲になっておりますので、現状、松戸市内に義務教育学校がございませんので、今回この記載の中からは外されているということになっております。

松田委員 よろしいのでしょうか。

教育長職務代理者 松田委員、お願いします。

松田委員 今のお話だと、特別支援学校のほうに行くということも、市内しか認められないということになりますね。もともと県立の学校にいた方が、市立学校の先生に来て、そして、例えば柏の特別支援学校、そういうようなこともだめですよということに、今の解釈だということになるんですけれども、それでよろしいですね。

学務課長 学務課長です。

今のところ、戻るときには1回、戻るといふか、すみません、県立学校から来た者については、市立松戸に来て、その後戻るときには、1回県立学校に戻る、その後、例えば、特別支援学校とかへ異動する場合には、そこからまた移動するという形の仕組みになっております。ですから、義務を、同じですけれども、やっぱり市立松戸から、例えば今度県立学校に異動ということについては、義務から行った者は1回義務に戻って、もし希望があれば異動するというようなシステムに今なっているところです。

教育長職務代理者 松田委員がおっしゃっているところは、やはり、こういう文章だから、どんな場合にも対応できるのかと、そういうレベルの文章にしてほしいという思いからこうおっしゃっている中で、原籍校に戻るから、それはちょっと考えられないというの、これもよくわかる、現実的にはわかるんですけれども、例えば、市立学校の先生が経験積むために中学校に行きたい、特別支援学校に行きたいと同様に、義務のほうに行きたいということが、今後あり得るといふことに対応が全てできないんじゃないかと。もともと県の異動方針のほうに入っているのであれば、それを、例えば、あえて抜くまで、何か範囲が狭まるようなことをしなくてもよい、あるいは、それで義務教育学校が松戸にないのに入っているのは不整

合だと逆に言えないのではないかというところもあるんじゃないかというところだろうと思うんですね。

ですので、今のところは多分想定はなかなかできないことだけれども、来年度、再来年度、だんだんわからなくなってくるのかなという気もします。ですから、そこも含めてご検討を。

学務課長補佐 課長補佐でございます。

今の松田委員がおっしゃっているような市立高校から直接異校種に異動するためには、その前提として、今課長が申し上げたような県教委のルールが変わっていないと、市教委で独自にはできません。県の異動方針と同じ形にならないと県との割愛人事が成り立ちませんので、先ほど2つ工程が必要になるというふうに申し上げたのは、そういう意味でございます。

松田委員 わかりました、はい。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 では、お願いだけ申し上げたいと思います。もしそういうふうな2段階、3段階になるということが、既成のものとして当然なんだというふうな受け止め方であるならば、やはりその方針、異動方針の中にきちんと書き込んでいただきたいなと思います。

これは、先生方にもそうですが、保護者のほうにも、この方針というのは全部知らしめるわけですので、どこにも書いていないじゃないかと、こういうふうになった場合に、私たちは何の反論もできないし、お答えもできないということになりますから、市立学校に来た人は原籍校に戻るんですよとか、市内の異動しか考えていませんとか、そういったものというのはきちんと書き込んでいただきたい。その辺を、よろしく願いしたいと思います。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 そういう思いはわかりますけれども、そもそも、もともとの考え方として、割愛されるという、県教委のルールに従って市松が受け入れてやっているの、県教委が原籍に戻すという方針を変えない限りこれは無理ですので、その辺は、県教委との交渉になると思います。今後の課題として検討します。

学務課長 ちょっといいですか。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 今、確かに原籍校の方針の中にといいことでもありますけれども、すみません、この異動実施方策の中では、4ページの第1の1のところの6行目ですか、「そこに帰還するものとする」という形で、ちょっと一文は入れさせていただいているところですけども。

あと、今教育長が話されたとおり、県教委のほうに含めて、今後やっぱり松田委員の貴重

なご意見をいただいたところで、要望という形で話を進めていきたいと、考えていきたいと思っております。

教育長職務代理者 補足でご説明いただきましたが、この原籍学校種というのが、小学校及び中学校との人事交流のところを言っているんですかね。それとも、県立学校から来られた先生は、原籍校というのは県立学校になるんですかね。そこも含めて、ここで言っているということですね。だから、県立の先生が市立高校に来たら、必ず県立に戻るということが、今のところ原則になっておりますということなんですね。

そこは、今後の課題になるのかどうか、県との話ですね。ということで。

さまざまご質問いただきました。いかがでしょうか。

伊藤委員 ちょっともう一点、よろしいですか。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 すみません。5ページの2ポツ、(3)の部分なんですけれども、国際人の育成や部活動指導に理解を示し、熱心に取り組む人材を特に求めてとあるんですけれども、やはりこれは、市松に先生に来ていただくときに、やはりこの、特にこういう国際人の育成とか、特に部活動の指導に、あなたは熱心に取り組みますねとちゃんと確認してきていただくということをしておられるのかということと、それから、他方において、今の流れとして、部活動への指導ということについては、先生たちの負担がかなり重いので、むしろ部活動の指導というのは、それをあんまり表に立てると、何かいい先生に来てもらえないんじゃないかとか、そういうような配慮で、部活動は、むしろ外部の人に任せよう方がいいんじゃないかというような議論もあるんですけれども、それとの整合性というか、そこは、どういうふうに理解した上で、そういう何か目標を掲げておられるのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

学務課長補佐 課長補佐でございます。

例えば、現状の市立松戸高校の特徴として、部活動と、それから国際人文科を置いてグローバル教育を非常に熱心に取り組んでいる学校というところがございますので、人事異動方針の中でそれを挙げさせていただき、実際に県との割愛人事を進めるに当たっては、ぜひそういう人材を市松のほうに配属してほしいという要望を出すこととなります。

一本釣り方式で人事ができるわけではございませんので、そういう要望を県のほうに上げた上で、県のほうで他の県立高校とのバランスの中で、どこまで松戸市教委、市立高校の要望をかなえてもらえるかというところは、その年々によって差が出てくるかとは思いますが

れども、市教委としては、市立松戸高校としてはこういう人材を求めていますということで、県との人事異動のヒアリング等々のときに要望を出して、ぜひこういう職員をお願いしますということで行わせていただいているところです。

伊藤委員 そうすると、市立松戸高校に来ていただく先生は、少なくともそういうことを、高校のほうで、あるいは市のほうで希望している、自分もそれに応えなきゃいけないという、少なくとも理解を持っている人に来ていただいているというふうに考えていいわけですね。

学務課長補佐 課長補佐でございます。

実際に、先ほど委員がおっしゃられたように、直接、あなたはそういう方ですかというようなやりとりが、人事が決まるまでの間に行われるわけではありませんので、実際にもう配置された職員がどういう方になっているかというのはわからないわけですが、ただ、そういう要望を出しておりますので、当然、そういう職員も県のほうで配慮して配置をしていただいているというふうに考えております。

伊藤委員 あと、部活動のほうはどうでしょうか。

学務課長補佐 部活動のほうにつきましても、これは、他の県立高校等でも、ある意味同じ部分があるかと思いますが、その学校毎に、子供たちの活動状況によって非常に力を発揮している部活動と、そうでない部活動があり、活躍度が違っているわけですが、活躍度の高い部活動の顧問が異動する年になったときに、その職員と同等の指導力を備えた職員をぜひお願いしますというのは、市立高校に限らずどの学校でも、やはり学校運営上、子供たちの要求水準を満たせるような職員の配属を希望するというような形で、人事は行われていると思います。

教育長職務代理者 松戸市はこの方針を持って、県教委との交渉といたしますか、話し合いをするというところで、その了解をとってきたかどうかという問題ではないということですね、これね。

学務課長補佐 そうです。

教育長職務代理者 位置づけとすればね。

学務課長補佐 どこまで希望がかなえられたかと。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 ニュアンスの問題として、この「特に」が全員にかかるわけではないんです。要するに、10人異動があったとして、その中に特に1人、例えば、1人ですか、2人ですとかは、国際化の授業とかに熱心な人とか、あるいは、1人、2人、あるスポーツに熱心な人とか、

そういう意味合いでの「特に」です。

伊藤委員 全部にかかるわけじゃない。

教育長 全員じゃないです。その辺を、改めて。

教育長職務代理者 市場委員、どうぞ。

市場委員 その公募制度についてというのがありますけれども、実施方策の一番最後、3番、公募制度とありますけれども、これは、実際にどんなふうに機能しているものなのかを教えてくださいなんですけれども。

教育長職務代理者 5ページの下、3ですね。

市場委員 5ページの下になります。5ページの(3)です。

教育長職務代理者 学務課長。

学務課長 こちらにつきましては、こちらのほう、方策のほうに入っておりますけれども、市松については、今、こちらのほう、行っていないという状況です。

市場委員 異動方針は、県のものと整合性をとるようにつくったみたいなお話だったと思うんですけども、実施方策のほうは、先ほどの国際人の育成云々かんぬんのところもあるように、恐らく市独自のものなのかなと僕は理解したんですけども、そうではないんですか。それで、わざわざ公募制度が入っているのに、行っていないというのは、どういうことなのか。

学務課長補佐 課長補佐でございます。

人事異動方針、実施方策共に、県の人事異動方針、人事異動実施細目に準じた形で、松戸市のものを作成させていただいているところでございます。

この公募制度につきましては、なぜここに記載をしてあるかと申しますと、市立高校で、例えば、指導重点校として市松はやりたいんだというようなことで、そういう人材を県のほうから公募した職員が集まってくるような形は、現在は認められておりませんので、市立高校でそれはできません。ただ、市立高校から転出する場合については、そういう県が指定した重点校に行きたいという職員がいた場合には、それは認められておりますので、記載をさせていただいているというところでございます。

教育長職務代理者 県内の、例えば、進学校と言われるところが、この進学指導重点校に仮になっているとしたときに、そこに公募で手を挙げるができる制度が県であると。市立高校の先生方も、同じようにそれに手を挙げるができるから、ここに書いてあるということですね。

学務課長補佐 市立高校がその……

教育長職務代理者 どうぞ、マイクの前で。

学務課長補佐 市立高校がその重点校になることは、県のほうで認められておりませんので、転入してくる職員についてはそれが成り立たないという状況でございます。

市場委員 それは、県の教育委員会が決めることなんですか。その進学指導重点校や自己啓発とかというのは。

学務課長補佐 はい、さようでございます。

教育長職務代理者 いろいろ細かいところまで大体お話いったかと思いますが、もう議案が1本でございますので、まだまだ時間ありますので、やりたいところなんですけど、大体かと思っています。いろいろやっぱり問題点とか、将来改善していただきたい、検討していただきたいところもありました。

せっかくですので、最後のやつの市立高校が、さっきの国際人教育あるいは部活動に力を入れているというお話があります。先日の、先月の校長先生がここに来ていただきました。あれは、教科書の採択に関してですけれども、校長先生が最後におっしゃった言葉の中で、どういう印象を持たれましたかという私がお質問しましたら、生徒に2学期の初めに言ったことは、この学校で一番誇れるものは君たちだと、夏休みの部活動の成果とか、そんなことを見ても、普段の生活を見ても、一番誇れるのは君たちだというようなことを言ってきたと、そんなつもりで教育していくというようなことをおっしゃって、大変心強くは感じたんですけども。

せっかくですから、伊藤委員、国際教育とかに力を入れている方向性とかについて、人事異動とはちょっと違いますけれども、少し大きな話を最後させていただいたかと思いますが、どうですか。国際のあたりで、松戸でこういう学校がこういう教育をしていくということに関して、ご経験から何かアドバイスが、皆さんにお聞きしますけれども。

伊藤委員 ちょっとご質問の趣旨にあうかどうかわからないんですが、少なくとも今、市松が国際人文科として1つのそういう専門の、普通科とは別の科を設けて、特に国際活動に重点を置いた、将来そういう分野に行けるような、そういう人材を育てようということで、特別なカリキュラムを組んでやっておられるというのは、非常に意欲的な取り組みだし、ぜひ、もう既にそういうベースがあるんで、さらにそれをもっと強化拡充していただきたいと強く願っています。そして希望としては、できればそういった、教科を持ったクラスに、海外からの留学生なんかをもっと多く、いろんな特別な入学の仕組みや枠をつくって増やして、今の規模より拡大していただいて、全国的にもそういう知名度を、そうい

う分野でこういう独特な活動をしているという知名度を上げていっていただけるようなふう
に、将来持って行っていただきたいなと思っています。

教育長職務代理者 すばらしいアドバイスをありがとうございます。

市立高校方向性、武田委員、どうですか。せっかくですから、美術が足りないとか。

武田委員 美術じゃなくて申しわけないんですが、小・中の連携ってすごく松戸市は一生懸命
取り組んでいるというお話をいろいろ教えていただいて、なるほどなと思うことも多いんで
すが、できれば、市立松戸高校ということで、小・中・高の連携というのをもう少し深めて
いったらいいんじゃないかなと思うんですね。

1つの例ではありますけれども、たまたまうちの姪が今、市立習志野高校に行っておりま
して、吹奏楽部に入っているんですけども、やはり小学校、中学校の吹奏楽部に指導に行
くという交流をずっと続けています。中学校、小学校も、すごく熱心かつ強い部活として育
っています。先輩に対する敬意もすごくあるというところが、連携という意味で魅力的。行
く前から、こういう先輩がいるということを知っている生徒がいっぱいいるというのは、す
ごく稀有なケースかなと思いますし、魅力的な流れなんじゃないかと思って、よくその話を
聞くんです。松戸は、非常にその意味ではおいしいなと、常々私は思っていて、これは単に個
人的な意見なんですけど、今回でも、名前を挙げたらいけないのかもしれないので名前は挙げ
ませんが、とある学校の先生が、赴任2年目でもう全国大会まで引っ張り上げた先生がいら
っしゃる。なのにもかかわらず、その先生が以前いらした学校は、2年目にして全国大会を
逃してしまったと。生徒というのは、先生の力次第でこんなにも変わるんだということを、
まざまざと見せつけられたような次第なんですけど、あるいは、その方にかかわらず、ほかの
合唱部なんかでも、この先生がいると確実に全国大会に行くというような先生が何人かいら
っしゃいます。松戸はすごくそういった意味で、音楽系統は強い市だなという印象を、全国
的に持たれているにもかかわらず、市立松戸高校が非常に、そこのところが継承できないと
ころが残念です。

なぜかという、松戸市の中学生は、すごくレベルが高いのに、全部ほかの市に行ってし
まいます。市立松戸高校でそれを続けようという子が非常に少ない。せっかく育った能力が
生かされていないところが、もったいないなと常々思っています。それは1個の部活だけ
の話ですが、もしかしたらほかの運動部なんかでもそういったケースがあるのではないかと
いうことを、ちょっと全体的に検証してみて、せっかく育っている松戸市内の小中で強いもの
に関して、より一層連携を深めるということを考えていったらいいんじゃないかなというふ

うに思っています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員、いかがですか。

市場委員 市立高校についてちょっとどうこうというと、なかなか難しいんですけども、この人事の話でいくと、10年以上の勤続で必ず交代するというようなルールが、それは県としてあるんだから、それはしょうがないことではあるんでしょうけれども、今の武田先生の話と重なりますけれども、やっぱり長くいる先生によって育まれる、その学校の特色というのは当然あるものなんだと思います。

10年が短いのか長いのかというと、なかなか難しいんですけども、僕なんか、地域で仕事をしていると、仕事を始めて五、六年目ぐらいから、いろんな人のつながりが大分できてきて、医者じゃないけれども、仕事を通じて知り合った仲間というか、いろんなことを経験した人たちが出てきて、そういう人脈みたいなものがいろいろできてくる、どんどんできてくるものだと思うんですね。

学校も、学校だけで完結するんじゃなくて、地域の人たちに開かれた学校ということをしていけば、地域の人と実際に関係を持っている先生がいるということも、本当は学校の強み、学校にとっては有益なことなんじゃないかなという気がします。長くいると停滞するし、校長先生にかわるドンみたいな人ができても困るんでしょうけれども、そういう地域との結びつきを持った、長く指導に当たれる先生というのがいてもいいような気もしています。

教育長職務代理者 松田委員、いかがですか。完全に広げちゃっていますので、どんなお話しても結構でございます。

松田委員 少し大学のお話をさせていただきます。実は、大学は今、高校からの推薦入学という枠を広げてきています。そのこと自体は悪くはないのですが、このことによって、高校時代に、とにかく先生の言っていることを聞いたり、あるいは範囲が限定されている部分の勉強というのは非常に得意になってきています。ところが、大学で求めるのはそうではなくて、みずから創造していく研究とか学習とかを求めているわけですけども、もうすっかり、高校から面倒を見てもらうという生活が定着してきているために、大学に入ってきてから非常に苦労するというようなことが、実は起きているのではないかと思っています。

大学も大学で、基礎研究などというのができないような状況になってきていまして、つまり、学生が減ってきますから、生徒の、学生の面倒を見るということのを売り物にして大学を

経営していくという流れになってきます。ですから子供に手をかけ過ぎるというふうな、そういうものが循環として生まれてきていると感じています。

ですから、これから高等学校に望むものというのは、消費者から脱して生活創造者となるために、高校でもう少しがっちり、しっかりと、取り組むことができないかなと思っています。つまり自学力とか、創造力とか、表現力とか、そういったものをつけていく取り組みを、高校の強みである学校設定科目をどんどん活用して、学校の特色づくりにつなげて生徒を芯から育てていくという取り組みです。なかなかできないことなのかなと思いつつ、考えています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

この議案から少し離れたような形になりましたけれども、高校に対するいろんな皆さんの思いがあって、市民の思いがあつての、またこの先生方の人事異動ということにもなるんだろうと思います。

たまにこういうお話しするのもいいのかなと思って、無理やり広げましたところ、皆さんすばらしいご意見をありがとうございました。

この点、教育長、よろしいですか。この議案は。

教育長 ようくわかりました。

今、うまく松田委員さんの意見が出てきたわけで、続きみたいな感覚で話をしますと、私もそういうふうを感じています。高校生といいますか、小・中学生もそうですけれども、自分で、やっぱり生き方を選ぶとか考えるとかという力がだんだん弱ってきているというふうな。ですから、幅を広げる学習ということに対しての弱さが、だんだん大きくなってきている感じがします。

市松はキャリア教育に力を入れてきたとはいえ、やっぱりどんどん周囲の環境のほうが難しくなっていますから、今の高校生にも、そういう自分の選択能力とか、そういうものは身につけさせて、逆に選ぶ力を持たなきゃいけないような教育課程にしなきゃいけない時代になってきたのかなというふうに思います。そういう意味でも、去年、議会で発表しましたように、市松の改革というのを、プランづくりを進めているわけです。今のような考えを基本として、そろそろ大枠はでき上がりつつありますので、皆さんにお示しできる時期も来ているかなと。

きょうはいろんな、人事異動に絡めていろんな話をお伺いしましたので、参考にしてまとめていきたいと思っています。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

多様な、ほかの進学校は進学校のよさもあると思いますが、多様な魅力があるというところに、先生方もぜひ力を発揮していただけたらというような感じはします。

すみません、無理やり議案から離れちゃいましたけれども。

私は、申し上げますとすれば、多分、今ちよろっと、簡単に2行で言っちゃったんですけども、ほかの、ちょうどちの子供が今中学校3年生で、市内の中学校に行っているんですが、いろいろと今、見学行ったり、勉強したり、学校説明会に、中学校にもいろんな学校から説明会に高校の方が来られて聞いているという状況です。

やっぱり色が、単色なんですね。結構話を聞いたり、いろんなパンフレットとかお話、あるいは校長先生、高校の先生のお話聞きますと、ここに行けばこうだよねっていう色ははっきりしている。その色が強いところはいいと思うんですけども、何かこれからの時代、私は今のお話をお聞きしても、多様でいろんな人間とつき合えて、しぶとくというか、強くあれるような子供が、いろんな出会いがあるようなことであるとすれば、それが、今国際人文科というのは非常に科として確立していますけれども、その部活動も含めてあって、お互いに尊重できるとすれば、まさにそういうことがこれから求められているんじゃないかと思うので、自学力とかってお言葉もありましたし、私は何か今のお話も聞きながら、多様性に富む市立高校というようところが実現できたとすればいいなと思いますし、その中の、やっぱりグループは、国際だけに限らず、やはり学力の面で、一般的にいう学力の面できちっと評価をされるような集団も一方にいるぞというのも、やはり必要なんだろうと思います。ここはなかなか大変だと思うんですけども、やはり部活動とかの特色の中の1つに、また国際人文科のほかにもそういったところがやはりあり、仮に人数が多くななくても、そこは行きたい大学にだって行く、留学にだって行くというようところが実現できるような学校であるとすれば、これは非常に魅力的な市立高校になるんじゃないかなということを感じて、私はその多様性をぜひ期待したいなというふうに思っております。

それでは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第24号を採決いたします。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第24号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移らせていただきます。

まず、事務局から報告をお願いいたします。

それでは、教育企画課からお願いいたします。

教育企画課長 それでは、報告をさせていただきます。

去る9月30日に閉会になりました松戸市議会平成28年9月定例会におきまして、1件の陳情が提出されました。その審議内容と採択、不採択の結果についてご説明をさせていただきます。

ただいま陳情をお配りいたしました。陳情は、平成28年度陳情第5号「学校給食の残渣の資源化を全校に拡大することを求める陳情」でございます。陳情者は、松戸生ごみ資源の会でございます。給食残渣と申しますのは、簡単に言えば、学校給食で出る生ごみということでございます。以下、これからは給食残渣ないし学校給食残渣と申し上げます。

この陳情につきましては、9月15日に開催されました教育環境常任委員会に付託され、審議されたところでございます。本陳情に対しまして、執行部の見解といたしまして、まず現状についてであります。学校給食の残渣の資源化については、教育委員会では平成24年度からモデル校で堆肥化事業を始めております。現在、教育委員会で行っている堆肥化事業は、調理くずや食べ残しを学校に設置した生ごみ処理機で堆肥の原料とし、それを市内の福祉作業所で発酵させ堆肥化し、学校に戻して花壇などで活用するというものであります。また、平成27年度からは、環境部が実施する飼料化事業も始まっております。

ただし、現在、全校で実施していないわけではございますが、実施していない学校の中では、資源化を進める上で個別の問題を抱えている学校もございまして、今後の拡大ということに関しましては、堆肥化及び飼料化双方の実施結果と課題を検証しつつ、環境部と教育委員会が連携協力した上で、可能な範囲で事業を進めていくというふうに考えてございます。ということで、現状では、全校拡大ということは、陳情の趣旨に沿うことは難しいものと考えていると、このような意見を執行部の見解として申し上げたところでございます。

引き続き質疑に入りまして、学校給食残渣の資源化事業に取り組むに当たって課題がある学校は何校か、本市の学校給食残渣率は他市に比べ低いとのことだが、残渣率を低減させるために特別な取り組みをしているのか、環境の視点から、給食残渣を減らすような教育をす

ることはできないか等々の質疑がなされました。

引き続き、委員間の意見交換が行われ、現在の学校には教育面だけでなく、さまざまなことが求められているので、新しい事業に取り組む際には、学校の負担を十分に考慮すべきと考える、給食残渣の資源化事業を実施するに当たっては、2割の学校に大きな課題があるとのことだが、それらの課題が解消できるか大いに疑問である等々の意見交換があり、引き続き討論に入り、給食残渣の資源化に当たっては、環境部や教育委員会が前向きに取り組んできた経緯があり、少しずつ事業化できる学校が増えていることを期待し、採択を主張する。あるいは、陳情者の願意の方向性は大いに共感できるところだが、全ての小・中学校に導入するには実施が困難な学校があり、直ちにそれを解決することは難しいと考え、不採択を主張するなどの討論が行われ、採決が行われた結果、陳情第5号は多数意見を持って不採択とすべきものとされました。

その後、9月30日の本会議最終日に上程され、常任委員会の審査結果のとおり不採択となったところでございます。

以上、陳情に関するご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

報告でございます。よろしいですね。

それから、文化祭の報告をいただけるということですが。

生涯学習推進課長 先月の会議のときに、こちら、今年度の文化祭についてはご案内を申し上げたところなんですけれども、来週以降、改めまして各委員の皆様には、Aコース、Bコースということで市内の文化祭会場を分けまして視察ということで、ご案内のお手紙を送らせていただきますので、今日はその前段階のご案内ということで、皆さんにお届けにまいりました。

正式にははがきで返事をしていただくようになりますが、前もって、このコースが分かれていますので、できれば今のうちからよくご覧いただいて、ご希望のコースをご検討いただければと思います。

なお、9月25日には、1日文化祭ということで市民劇場のほうでオープニングのセレモニーを行いましたけれども、今年度は250名の皆様にお集まりをいただきまして、大変盛り上がりがありまして、前回ご助言いただいたとおり、国際交流協会ですとか日本語学校のほうにもご案内をしたところ、外国人の方も若干ですがお見えをいただきました。今後についても、そういったところにもPRをしながら、国際交流と文化交流ができるようにということ

で進めてまいりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

失礼いたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問はありますか。

じゃ、わからないことあれば、後でお聞きになってください。

毎年、私は、ここでお茶を上手にいただけなくて、恥ずかしい思いをしております。もうちょっと勉強してから、正座をして正しくいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

事務局からのご報告は以上でよろしいでしょうか。

先ほどの給食の残渣のお話もいいですね、特にご質問等。ご担当、質問があっても答えられない。あれば。大丈夫ですか、いいですか。

それでは、ないようでございますので、報告は以上でございます。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局、お願いいたします。

教育企画課長 それでは、平成28年11月定例会でございますが、平成28年11月17日木曜日、午前9時30分から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、平成28年11月17日木曜日、午前9時30分から、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

最後にご報告です。

松田教育委員が、この10月7日をもって任期満了となります。4年間本当にありがとうございました。

松田委員 ありがとうございます。

教育長 教育環境については、いつも申しているように年々難しくなる中で、活発な議論の中心といつもなっていました。私はいつもそばにすわっているので、毎回感心するのですが、いつも丁寧な準備をさせていただいて、その中から、肝心なところをいつも突いてくださいまして、本当に感謝いたしております。中学校の教員時代、それからその後の管理職、

そして、市、県、国、それぞれの教育行政で、そして先ほども話にありましたように大学の先生、教授ということで、本当にいろんな視点からいろんなご意見をいただいて、中身の濃い4年間の教育委員としての務めをいただいたというふうに思っております。本当にありがとうございます。

では、ここで、松田委員から一言ご挨拶を、よろしくお願いします。

松田委員 どうも皆さん、本当に4年間ありがとうございました。

あす付をもちまして、教育委員としての任期満了となります。本当に皆様方に助けていただいたなというふうに思っております。

この4年間、最初は自分の立ち位置に悩み、模索をしていたんですけども、日を迫うにつれて、何か自分が松戸市の教育というものにどっぷりとそれを考えることができるという環境が与えられたことに、大変幸せを感じておりました。充実した4年間だったなというふうに思っております。教育委員の皆様方に感謝申し上げたいと思います。

また、事務局の皆様方には、大変嫌な存在だったんだろうと思います。何分背理法が好きで、裏から裏から物事を考えても、世の中成り立つんじゃないかというふうな、そういう考えを持っているものですから、私たちが与えられている執行機関としての役割をしっかりと果たすためには、例えば、条例にしる、規則にしる、そういったものを表からではなく考えていったらどうなるんだろうかと、市民の皆様方の中にはストレートに考える方もいらっしゃるかもしれないけれども、これを、本当に背面から考えて、その道理を捉えていくという方々もいらっしゃるのではないかと。だとすれば、自分としてもそういう考え方に立って、多面的にこの規則なりを見ていったらどういうふうになるんだろうかと、そんなことを考えていたものですから、大変わかりにくい論理で、事務局の方にも質問を迫っていったのではないかなと、本当に申しわけなく思っております。ただ、それに本当に一生懸命、一緒になって考えてくださったことに、本当に感謝申し上げたいと思います。

また、私は、ここに来たときに、この伊藤委員の席でした。そして、その後はずっとこちらのほうに、ここに山田委員がいらして、山田委員がそちら側に移ってからは、私がここに移動してきたということで、常にこの4年間、傍聴者の皆様方を見てこの会議に参加できたというのが、大変幸運でした。毎回必ず傍聴者の方々が来てくださって、私たちの討議を聞いてくださる、そして、メモを取ってくださる、こんなにも松戸の教育のことを考えてくださる市民が身近にいるんだということを、絶えず考えながら、見ながら、この会議に参加できたというのは、本当に幸せだったなと思っています。

議論の仕方には混乱をもたらせたかもしれませんが、それはちょっとお許しいただいて、私自身は本当に充実した時間を送らせていただいたということで、皆様に本当に感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

教育長 どうもありがとうございました。

とはいえ、別に松戸から離れるわけではありませんので、今後も要所要所において、いろんなご意見やお話を伺えればというふうに思います。今後ともよろしくお願いします。

◎閉 会

教育長 それでは、以上をもちまして、平成28年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後 4時36分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員